

緊急事態宣言発令後の対応について

令和2年4月8日

4月7日（火）付けで、政府より「緊急事態宣言」が公示されたことを受け、新型コロナウイルス感染症対策本部から、臨時休業に関する変更について下記のとおり通知がありました。

1 休校期間

令和2年4月8日（水）から5月6日（水）

2 4月10日（金）の登校日について

給食はありません。

課題受け渡し、配布物の回収をするため、時差登校を予定しています。

3 4月13日（月）以降の面談及び家庭訪問について

実施しません。

なお、詳細につきましては、4月9日（木）に改めてメール、ホームページにてお知らせします。